

議案第73号

松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成17年松阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号
- 第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 71 条第 1 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 74 条第 1 項第 1 号及び第 74 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「氏名若しくは名称」を「事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第 90 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第 139 条の 3 第 1 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 149 条第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 145 条第 1 項」を「第 144 条の 8」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 39 年度」を「平成 41 年度」に、「平成 29 年」を「平成 31 年」に改める。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

附則第 22 条第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第 3 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 33 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定並びに附則第 2 条第 2 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (2) 第 23 条第 2 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに附則第 2 条第 4 項及び第 5 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 36 条の 2 第 9 項、第 51 条第 2 項各号、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号、第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号、第 90 条第 2 項第 1 号、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 149 条第 1 号の改正規定並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号並びに第 22 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに附則第 2 条第 3 項及び第 5 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 33 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例第 23 条第 2 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によ

る。

- 5 新条例第 36 条の 2 第 9 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 36 条の 2 第 9 項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の松阪市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 9 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号並びに第 22 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 22 条第 3 項に規定する申出書、新条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は新条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項及び第 22 条第 1 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 22 条第 3 項に規定する申出書、旧条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は旧条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項及び第 22 条第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 89 条第 2 項第 2 号及び第 90 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円
- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条第 3 項	第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条第 4 項	第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税

標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	松阪市税条例の一部を改正する条例（平成27年松阪市条例第●号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品

のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項

第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項

第 7 項の表第 19 条 第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条 第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条 第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条 第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 13 項
	から	、第 5 項及び

第 7 項の表第 19 条 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条 第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条 第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条 第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条 第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 13 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 139 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 149 条の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 149 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 149 条の規定による申告については、なお従前の例による。